平成２５年（フ）第２７３号
熊本市南区城南町丹生宮549番地３　マックビラ丹生宮Ｂ101、前住所熊本市城南町藤山687番地33
債務者　吉田　陸夫
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１３号
熊本市中央区新町１丁目１番22号　新町長瀬ハイツ102号室
債務者　野村健太郎
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番４―504号
債務者　坂下めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１５号
岩手県八幡平市平笠第８地割40番地２
債務者　伊藤　　巧
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６９号
埼玉県東松山市松山町２―１―25　えふがーでんＡ―101、住民票上の住所埼玉県熊谷市今井148番地
債務者　藤野　悦子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３６号
埼玉県熊谷市柿沼635―11　アーバンライフＡ棟102号、住民票上の住所埼玉県北本市本宿６丁目２番地１　本宿グリーンハイツ103
債務者　小林　侑子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４２号
埼玉県比企郡吉見町東野４丁目７番地４
債務者　倉澤　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４９号
愛知県丹羽郡大口町余野１丁目204番地　ステラＢ棟102号
債務者　石田あきら
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県一宮市大赤見字東川垂10番地
債務者　柴田　民子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３７号
岡山県真庭市久世204番地３
債務者　山根　慶一
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４７号
岡山県美作市湯郷768番地
債務者　大嶋　枝美
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１３４号
香川県東かがわ市湊1183番地３　市営山下団地Ｇ―202号
債務者　大川　定子（旧姓長町）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４５３号
福岡市博多区大博町５番27―302号
債務者　田上日出香
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８５号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目３番11号
債務者　原　　妙子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９４号
福岡県福津市東福間５丁目10番９号
債務者　山本　正一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１８号
福岡市南区塩原３丁目19番３―408号
債務者　久本　里史
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５８号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目12番地18ゆり団地207号
債務者　安永　峰子（旧姓角）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部